平成２２年（フ）第６８８号
大阪府豊中市本町５丁目１－６－432、住民票上の住所大阪府豊中市宮山町４丁目８番１－205号
債務者　桑原ゆかり
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９５６号
大阪府門真市大池町３番３号川島第４ビル305号、住民票上の住所大阪府門真市島頭３丁目14番12号
債務者　古城　政徳
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８１号
大阪市西淀川区千舟１丁目１番３－1003号
債務者　松原　博史
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４４６号
大阪府吹田市江坂町３丁目28番29号
債務者　佐藤　　豊
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４５９号
大阪市東住吉区矢田６丁目１番19号
債務者　吉川美佐子
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１５１６号
大阪市鶴見区今津北４丁目12番13号　ヴィラージュ今津302号室
債務者　藤井　孝幸
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１５９５号
大阪府八尾市西山本町７丁目12番３－501号
債務者　岩井　佑介
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６０４号
大阪市淀川区西宮原２丁目７番33号　ベルフィードⅡ707号
債務者　相山千絵美
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６３２号
大阪府交野市私市６丁目16番３号
債務者　中林　良子
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６４０号
大阪府東大阪市御厨栄町２丁目15番７号　ベルエアー小阪303号
債務者　藤井　雅人
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２０６１号
大阪市鶴見区諸口２丁目６番１－1302号
債務者　久保　　晋
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２１０１号
大阪府豊中市庄内栄町１丁目17番２号
債務者　吉川　久美（旧姓河内）
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２１３３号
大阪府寝屋川市春日町28番９号
債務者　中元　竹重
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３１６号
大阪府豊中市服部寿町２丁目４番18号
債務者　藤原　喜八
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３５０号
大阪府茨木市高田町10番４－310号
債務者　北郷　晴美
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３８７号
大阪府枚方市御殿山南町３番58－303号
債務者　小林基容子
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４９４号
大阪府茨木市真砂１丁目21番20号
債務者　太田由美子（旧姓山中）
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５１１号
大阪府摂津市東別府１丁目２番12号
債務者　杣岡　由貴
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部